

薩摩川内市環境保全条例を制定しました。

より良い環境を 未来へつなごう!

近年では、かつての産業型公害がある程度沈静化してきた一方で、環境問題は多様化し、日常生活や身近な事業活動に対する苦情（トラブル）、また、地球温暖化や生物多様性の損失といった地球環境問題へと広がりをを見せています。

本市では、これらの環境問題に対応するため、旧川内市が昭和 49 年に制定した公害防止条例の主旨を継承し、現在の環境保全対策を盛り込んだ市内全域を対象とする新たな条例を、平成 25 年 4 月 1 日から施行しています。

条例の目的

薩摩川内市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

主な施策

<環境保全協定の締結>

市は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるとき、事業者には環境保全協定の締結を求めます。事業者は、これに応じなければなりません。

※ある程度規模の大きい工場・事業場であって、大気汚染や水質汚濁などのおそれがある場合を想定しています。

<要保全施設に関する規制>

「要保全施設」とは・・・

工場・事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動若しくは悪臭を発生し、又は排出する施設であって、特に保全する必要があると認めるものをいいます。

旧川内市の公害防止条例では「指定施設」といいましたが、この条例では「要保全施設」といいます。

要保全施設を設置する事業者は、市への届出が必要です。

お問い合わせ先

薩摩川内市役所 環境課

電話：0996-23-5111

FAX：0996-20-5570

e-mail: life-env@city.satsumasendai.lg.jp

